

議案第 11 号

新座市下水道条例の一部を改正する条例

新座市下水道条例（昭和 56 年新座市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改

正

後

(使用料の算定方法)

第 1 6 条

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した基本使用料及び従量使用料の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額とする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2

使用料は、隔月の定例日（使用料算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。次項において同じ。）現在において算定した使用者が排除した汚水の量を各月均等とみなして算定する。

3

前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、毎月の定例日に使用者が排除した汚水の量を算定し、月ごとに使用料を算定することができる。

4

使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2)

[略]

(3)

氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用隔月、その使用隔月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用隔月の末日から起算して 7 日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前 2 号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

5

[略]

別表（第 1 6 条関係）

区分	基本使用料 （ 1 か月につき）	従量使用料（ 1 か月につき）	
		汚水排除量	金額（ 1 立方メートルにつき）
一般汚水	6 4 0 円	1 0 立方メートルまで	3 5 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	9 0 円
		2 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで	1 2 0 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	1 4 0 円
		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	1 6 0 円
		5 0 0 立方メートルを超えるもの	1 9 0 円
公衆浴場汚水			6 1 円

改	正	前
(使用料の算定方法) 第 1 6 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した使用料金に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用隔月、その使用隔月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用隔月の末日から起算して 7 日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、<u>前号</u>の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。		
3 [略]		
別表 (第 1 6 条関係)		
区分	汚水排除量	使用料金 (1 か月につき)
一般汚水	1 0 立方メートルまで	基本料金 7 4 0 円
	1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 7 5 円
	2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 8 6 円
	3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 9 7 円
	5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 1 0 9 円
	1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 1 2 0 円
	5 0 0 立方メートルを超え 1, 0 0 0 立方メートルまで	1 立方メートルにつき 1 3 1 円
	1, 0 0 0 立方メートルを超えるもの	1 立方メートルにつき 1 4 2 円
公衆浴場汚水		1 立方メートルにつき 6 1 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新座市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、同日から令和 7 年 8 月 3 1 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

下水道の使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。